

## 技能実習委託契約書

委託者	
-----	--

受託者 建設業労働災害防止協会富山県支部

との間に、次のとおり委託契約を締結する。

### 記

1 実習の名称	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育	
2 実習の期間	自 平成__年__月__日 至 平成__年__月__日（内__日間）	
3 実習の時間	実技実習__6__時間、学科講習__7__時間、計__13__時間	
4 使用建設機械名、機体重量及び台数	小松製作所 WA30-6（機体重量2,130 kg）3台	
5 実習場所	建設業労働災害防止協会富山県支部 技能研修センター （富山県富山市水橋入部町字元禄4-62）	
6 受講者数	_____人	
7 1人当たりの受講料等	受講料_____円	
	テキスト代_____円	
8 委託費合計	合計_____円	

上記委託契約の締結を証するため本書2通を作成し、委託者及び受託者各記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者	印
	印

富山県富山市水橋入部町字元禄4-62  
受託者 建設業労働災害防止協会富山県支部

## 技能実習委託契約書の注意事項

「委託者」とは・・・講習を委託する者（貴社）  
「受託者」とは・・・委託を受託する者（講習を実施する機関）

### 作成についての注意事項

#### 1. 作成、提出の注意

「技能実習委託契約書」については、必ず貴社の捺印後に持参又は郵送にて提出してください。郵送時には切手を貼り、返信先住所を記載した「返信用封筒」を同封してください。

また、必ず2通作成してください（コピーしたものは不可）。「委託者」及び「受託者」で各1部保管することとなります。

「技能実習委託契約書」の受託者は講習を実施する機関となり、当県支部で実施、主催する講習については「委託契約書の締結」及び「講習後の受講証明」は全て「建設業労働災害防止協会富山県支部」で行ないます。（分会ではできません）

また、他の機関で受講する場合、様式等異なり、提出先もその受講する機関となります。

#### 【委託契約書の送付先】

建設業労働災害防止協会富山県支部

〒939-3545 富山県富山市水橋入部町字元禄 4-62

#### 2. 委託契約書の記載について

枠内の事項に漏れが無いよう記載して下さい。

わからない箇所の記載は当県支部で行ないますが、別紙において、受講を希望する「講習名」、「時期」、受講者の「免除資格の有無」、免除資格がある場合にはその免除資格の名称、「テキスト購入希望の有無」等をお知らせください。

#### 3. 受講者により、受講時間などが異なる場合

受講者によって、受講する講習はもちろんのこと、実習の期間や免除の有無により受講時間が異なる等の場合は、その受講者の区分ごとに作成することが必要です。また、計画書などもそれぞれ作成し、提出先の都道府県労働局に提出することとなります。

#### 4. 委託契約書の作成時期等

委託契約書は、講習の始まる前までに委託契約を結ぶもののため、講習中や講習後に結ぶことはできません。

なお、講習前に委託契約書を交わしていない場合、受講後については提出先の都道府県労働局が定めるところにより、委託契約書の代わりとなる書類の提出を行ってください。